

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

(たばこ税・たばこ地方税)

内容

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく。なお、平成24年度以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断することとされた。

喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率は高い。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.5倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(80%~90%)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

主要国の喫煙率

国名		日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
喫煙率	男性	38.2%	34.8%	33.3%	22.0%	16.6%
	女性	10.9%	27.3%	26.5%	20.0%	15.2%

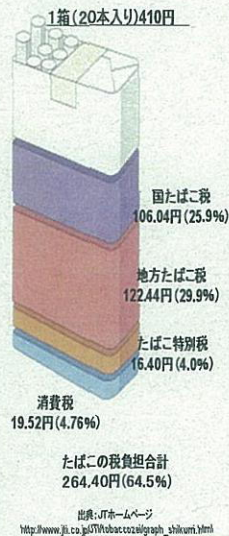
出典:たばこアトラス第3版(2009)
日本は平成21年国民健康・栄養調査

■ たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円)※1ドル=80円で換算

国名	日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
価格	410	510	581	858	625

出典:たばこアトラス第3版(2009)



たばこの課税政策を行う背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

○ 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。(第6条)

日本:平成16年6月批准、平成17年2月発効。

(締約国数:172カ国(平成22年11月現在))

健康日本21(運動期間:2000~2012)

- 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画。
- 健康日本21では、健康寿命の延伸等を実現するため、国民が一体となった健康づくり運動を推進し、社会全体の健康づくりに関する意識に向上及び取組を促す。

【たばこ対策】未成年者の喫煙をなくす、受動喫煙の防止等の他に「喫煙をやめたい人がやめる」という目標項目を設定した。

がん対策基本計画

○ 平成18年に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。

【たばこ対策】健康影響に関する知識の普及、未成年者の喫煙率を0%にするなど、がん予防のための重要な柱の1つとして取り組んでいる。

個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度の創設 (所得税、個人住民税)

内容

パブリック・サポート・テスト(寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上又は総収入金額に占める寄附金総額の割合が5分の1以上)等の基準を満たした社会福祉法人に対して個人が寄附を行った場合、その寄付金について、現行の所得控除方式に加えて税額控除方式も選択可能とする。

制度の概要

★所得税

次の要件を満たす社会福祉法人に対して、個人が寄附を行った場合、その寄附金額は所得控除又は税額控除の対象となる。

- 要件1：認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テストと同等の要件（寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上、又は総収入金額に占める寄附金収入の割合が5分の1以上）
- 要件2：認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件（事業報告書、役員名簿、定款等の閲覧等）

<所得控除の場合>

寄附金額（所得の40%が限度） - 2千円
を所得から控除

または

<税額控除の場合>

(寄附金額 - 2千円) × 40%
を所得税額から控除 (所得税額の25%が限度)

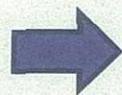
※平成23年分以後の所得税について適用

★個人住民税

個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げる。

(現 行)

(寄附金額 (所得の30%が限度) - 5千円) × 10%
を個人住民税額から控除



(改正後)

(寄附金額 (所得の30%が限度) - 2千円) × 10%
を個人住民税額から控除

※平成24年度分以後の個人住民税について適用

サービス付き高齢者住宅（仮称）供給促進税制（所得税・法人税・固定資産税・不動産取得税）

内容

新たに制度化の検討がされているサービス付き高齢者住宅（仮称）について、床面積の要件等を見直した上で、現行の高齢者向け優良賃貸住宅に関する建設促進税制と同様の措置等を講ずる。

サービス付き高齢者住宅（仮称）の必要性

新成長戦略

【観光立国・地域活性化戦略】

～ストック重視の住宅政策への転換～

（中古住宅の流通市場、リフォーム市場等の環境整備）

○生活支援サービス、医療・福祉サービスと一体となった住宅の供給を拡大

2020年までの目標

高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み（3～5%）とする。（国交省成長戦略）



現行制度

高齢者向け優良賃貸住宅の新築等をした場合

- ★所得税・法人税：5年間2.0割増償却
（耐用年数35年以上のもの：2.8割増償却）
※生活支援施設付きの場合は、4.0割増償却
（耐用年数35年以上のもの：5.5割増償却）
- ★固定資産税：5年間2/3を減額
- ★不動産取得税：《高齢者向け優良賃貸住宅の特例はない》
 - ①新築住宅を取得した場合、課税標準から一戸につき1,200万円を控除
 - ②新築住宅に係る土地を取得した場合、税額から150万円又は住宅の床面積の2倍までの土地価格に税率を乗じて得た額を減額

改正後

サービス付き高齢者住宅（仮称）の新築等をした場合

- ★所得税・法人税
[軽減措置] 5年間2.8割増償却
耐用年数35年以上のもの：4.0割増償却
- [要件] 床面積（25㎡以上／戸）（専用部分）等
- ★固定資産税
[軽減措置] 現行のまま
- [要件] 床面積 30㎡以上／戸（共有部分含む）等
- ★不動産取得税
[軽減措置] 現行のまま
- [要件] 床面積 30㎡以上／戸（共有部分含む。）等

譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充

(所得税、法人税、個人住民税)

内容

障害者自立支援法に基づくサービス事業用地として土地の譲渡を行う際に、第2種社会福祉事業である保育所や老人デイサービスセンターについては、簡易な証明により譲渡所得に関する特別控除の適用が受けられるが、同じく第2種社会福祉事業でありながら、適用外となっていた障害者の通所サービスやグループホーム等についても同様の措置を講ずる。

現行

障害者自立支援法に基づくサービス用地のための土地の譲渡

第1種社会福祉事業
入所サービス

第2種社会福祉事業
保育所や老人デイサービスセンター等

第2種社会福祉事業
通所サービスやグループホーム等

収用証明書がなくても譲渡所得の特別控除が適用できる

収用証明書がなければ譲渡所得の特別控除が適用できない

改正後

障害者自立支援法に基づくサービス用地のための土地の譲渡

第1種社会福祉事業
入所サービス

第2種社会福祉事業
保育所や老人デイサービスセンター等

第2種社会福祉事業
通所サービスやグループホーム等

収用証明書がなくても譲渡所得の特別控除が適用できる

- 第2種社会福祉事業用地の確保が容易となる。
→ サービス基盤の整備促進が図られる。
- 第2種社会福祉事業である保育所や老人デイサービスセンターとの均衡が図られる。

事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税)

内容

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金のうち、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについて、廃止期限後の平成24年度以降も現行の給付時等の税制優遇措置を継続する。なお、関係省庁において企業年金等へ移行していない適格退職年金の円滑な移行促進策の検討など、適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進める。

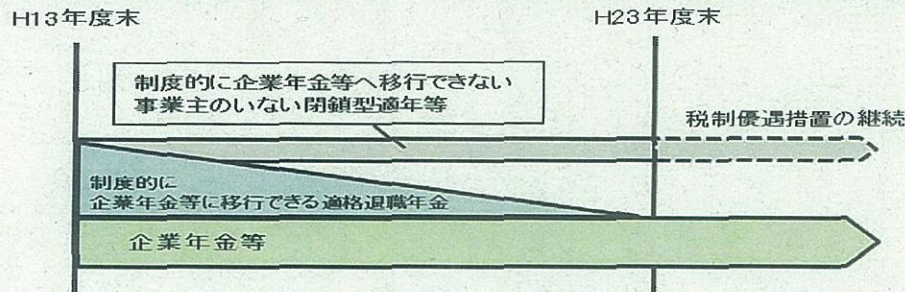
○適年の廃止

- ・適年は、受給権保護の仕組みが弱いことから、平成13年度に、10年の経過期間を設けて、廃止が決まっており、平成23年度末にその期限を迎える。
 - ・廃止決定時に約7万4千件あった適年は、これまでに95%が移行等を完了又は今後の方針を決めており、引き続き、企業年金等への移行を進める必要がある。
- 関係省庁(※)において、企業年金等へ未移行の適年の円滑な移行促進策の検討などの取組みを進める。
(※)財務省、金融庁、経済産業省、農林水産省、中小企業庁

○企業年金等に移行できない適年の取扱い

- ・しかしながら、ごく一部(約百件程度)の適年は、制度的に企業年金等へ移行できない(※)ことから、これらに対する税の優遇措置を廃止期限後(平成24年度以降)も継続。

(※)企業倒産等の理由で事業主がいなくなり、受給者のみで構成された適年(いわゆる、閉鎖型適年)等。



対象税制

- 年金資産を運用時非課税とする。
- 年金・一時金給付を公的年金等控除・退職所得控除の対象とする。

企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の延長 (法人税、法人住民税)

内容

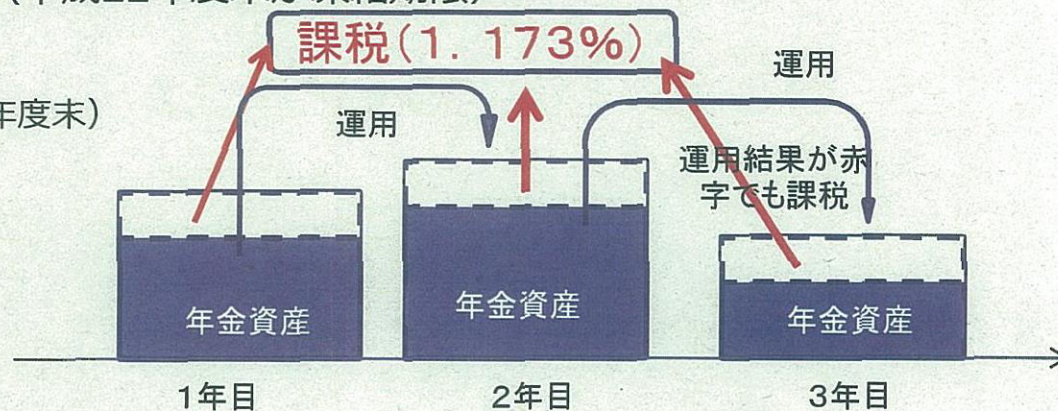
企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の積立金に対する特別法人税課税の停止措置について延長する。

制度の概要

- 企業年金等に関する税制の基本は、掛金拠出時：非課税、資産運用時：特別法人税（※）による課税、給付時：課税（ただし、公的年金等控除・退職所得控除の対象）となっている。
（※）特別法人税：掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅利息相当分を課税するという考え方にに基づき、積立金全体に対して1.173%（国税：1%、地方税：0.173%）の税が課される。
- 企業年金等の積立金に課税される特別法人税（※）は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、平成11年度より課税凍結中。（平成22年度末が凍結期限）

＜課税対象となる積立金の状況＞（平成21年度末）

- ・ 確定給付企業年金：約40兆円
- ・ 確定拠出年金：約5兆円等



3年間(平成25年度末まで)の課税停止措置の延長

控除廃止の影響に係るPT 報告書

平成22年10月6日(水)

控除廃止の影響に係るPT

はじめに

所得税・個人住民税の扶養控除については、平成 22 年度税制改正において、年少扶養控除及び 16～18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところであるが、この見直しを行う場合、現行制度においては、所得税・個人住民税の税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度等に関する負担に影響が生じることとなる。

この問題に対応するため、平成 22 年度税制改正大綱では、「(扶養控除等の)見直しの趣旨を踏まえて、制度の所管府省においては、負担の基準の見直し、経過措置の導入など適切な措置を講じる」こととされ、当該適切な措置の検討を行うため、平成 22 年 1 月 28 日、政府税制調査会に控除廃止の影響に係るプロジェクト・チームが設置された。

当PTでは、設置以来、計 5 回にわたり検討を重ね、平成 22 年度税制改正における所得税・個人住民税の扶養控除の見直しの趣旨を踏まえるとともに、将来における所得控除等の見直しの方向性等も勘案しつつ、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ遮断することを目指して、制度の所管府省における適切な措置に関する基本的な方向性を議論した。また、これに関連して、高校の実質無償化に伴い 16 歳から 18 歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分を廃止することにより現行よりも負担増となる家計への適切な対応についても検討を行った(以下「関連事項」という。)。その議論の成果をここに報告する。

控除廃止の影響に係るプロジェクト・チーム

(座長)小川 淳也 総務大臣政務官

古本伸一郎 財務大臣政務官

山井 和則 厚生労働大臣政務官

高井 美穂 文部科学大臣政務官

津川 祥吾 国土交通大臣政務官

※メンバーはPTにおける報告書とりまとめ時点のもの

【参考】控除廃止の影響に係るPTの審議経過

第1回 平成22年2月23日

＜議題＞今後の進め方等について

第2回 平成22年4月15日

＜議題＞控除廃止の影響への対応について(厚生労働省)

第3回 平成22年6月23日

＜議題＞控除廃止の影響への対応について(厚生労働省)

第4回 平成22年8月3日

＜議題＞扶養控除の見直しの影響を遮断する方式の簡便かつ現実的な方法について(厚生労働省)

控除廃止の影響への対応について(文部科学省・国土交通省)

特定扶養控除見直しに関する「適切な措置」への対応案について(文部科学省)

各省からのプレゼンテーション・意見交換を踏まえたフリーディスカッション

第5回 平成22年8月31日

＜議題＞報告書(案)について

1. 扶養控除の見直しによって影響が生じるケース

平成 22 年度税制改正における扶養控除の見直しによって、影響が生じる制度は、41 制度である(参考資料参照)¹。

そのうち、33 制度については、例えば、保育所の保育料のように、所得税額に応じて保育料を決定するなど税額等に応じて料金等を設定している制度である。

現行の保育所の保育料は、例えば、所得税額が 4 万円未満の場合、保育料は月額 3 万円、所得税額が 4 万円以上 10 万 3 千円未満の場合、保育料は月額 4.45 万円とされているが、何ら対応を講じなければ、扶養控除の見直しにより、例えば、所得税額が 3 万円から 4.9 万円となったケースでは、保育料は、3 万円から 4.45 万円となる。

残りの 8 制度については、例えば、公営住宅の入居等に用いる基準収入の算定において、特定扶養親族を有する者は特定扶養親族一人当たり 58 万円(一般扶養親族の場合は 38 万円)を差し引くなど税法上の特定扶養親族等を有する者を優遇している制度である。

現行の公営住宅の入居等に用いる基準収入は、例えば、給与所得者の夫・専業主婦・18 歳の特定扶養親族という世帯の場合、

(給与所得－配偶者<38 万円>－特定扶養親族<58 万円>) / 12

と計算するが、今般の扶養控除の見直しにより、18 歳の特定扶養親族は一般扶養親族として取り扱われることとなったため、何ら対応を講じなければ、基準収入は、

(給与所得－配偶者<38 万円>－一般扶養親族<38 万円>) / 12

と計算されることとなるため、基準収入が上昇し、公営住宅の家賃が

¹ 制度の数は、平成 22 年 1 月現在の各省からの聞き取り調査に平成 22 年 4 月から実施された高等学校等就学支援金制度を加えたもの。

上昇するケースも生じうる。

当PTでは、このようなケース等を念頭に、扶養控除の見直しの影響への対応策に関する基本的な方向性を検討した。

2. 扶養控除の見直しの影響への対応案

(対応案の基本類型)

扶養控除の見直しの影響への対応案としては、次の3つの方式が考えられる。

第1方式：税額等を活用しない方式（収入・所得金額を活用する方式[一定の調整を加えることもありうる]）

第2方式：扶養控除の見直しによる税額等の変動を簡便な方法により調整する方式

第3方式：一定のモデル世帯を設定し、当該世帯について負担が生じないように見直す方式

(対応案の考え方)

第1方式については、今後、所得控除等の見直しが想定されることを踏まえると、所得控除等の見直しによる影響が発生しない仕組みとなるという意味では、将来的には、望ましい方式と考えられる。

ただし、第1方式への移行時に個々の利用者について負担変動が生じるため、特に社会福祉分野については低所得者へのきめ細かな対応が必要であるなど第1方式への移行について慎重な準備等が必要な場合も考えられることから、第1方式以外の方式についても検討が必要である。

第2方式は、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ遮断するという観点からは、望ましい方式と考えられる。ただし、扶養控除の見直し後の税額等を扶養親族の数に基づいて調整した新基準額²を料金の決定等に用いることや、特定扶養親族等を有する者を優遇している制度については、当該制度における優遇対象を旧特定扶養親族とすることなど、簡便かつ現実的な方法とすることが適当である。

第3方式は、従来から実施してきた方式ではあるが、例えば、モデル世帯で想定した16歳未満の子の数よりも子が多いケースでは負担増となることもあることから、事務負担が著しく過重になるなど第2方式を採用することが極めて困難となるような真にやむを得ない事情がある場合に限って採用することができる方式と考えられる。この場合、負担増となるケースについては、その負担増の程度に応じて、簡便な経過措置を講じることが適当である。

また、いずれの方式による対応も困難又は不合理である場合には、激変緩和措置等により対応することも考えられる。

(その他の留意点等)

今後、社会保障・税に関わる番号制度が導入された場合には、当該制度の内容や活用方法を踏まえ、さらなる抜本的な見直しを検討すべきである。

いずれの方式を採用する場合であっても、国・都道府県・市町村の事業担当部局等の円滑な事務執行を支援するため、本人の同意等を前提に、市町村の税務部局が保有する扶養親族に関する情報を活用するなどこれらの部局間の連携が必要である。

² <新基準額の例>

扶養控除廃止後住民税額－調整額(例:子の数×3.3万円)等

また、関連事項については、文部科学省の教育費負担の軽減や進学支援などの施策を積極的に活用するほか、「子ども・若者ビジョン」(平成 22 年 7 月 23 日 子ども・若者育成支援推進本部決定)において示された若者の育成支援など関係府省の施策の活用も含め、関係府省が連携して幅広く検討する。

3. 各制度の対応の方向性

2. で示した選択肢を基本としつつ、扶養控除の見直しの影響を受ける制度の所管府省において、最も適切な対応策を検討することとなるが、現時点における各制度の対応の方向性は、参考資料のとおりである。

(参考資料)扶養控除見直しによって影響が生じる制度及び対応の方向性

① 税額等を活用しない方式 ② 簡便な調整方式 ③ モデル世帯方式 ④ その他

<税額等に応じて料金等を設定している制度> 【注】②(③)とあるのは、「②の方向で検討するが、詳細な検討の結果②で対応することが現実的に困難な場合は③で対応する」という趣旨。

関連制度	所得税	住民税	現時点における対応の方向性
国民健康保険税		○	①
狩猟税		○	②
幼稚園就園奨励費補助		○	②(③)
高等学校等就学支援金		○	②(③)
自動車事故被害者等への生活資金の貸付け	○	○	②
自動車事故被害者等への生活及び学資金の給付等	○	○	②
国民健康保険の保険料(介護保険2号被保険者の介護納付金を含む)		○	①・②
国民健康保険制度における医療費等の自己負担		○	②(③)
後期高齢者医療制度における医療費等の自己負担		○	②(③)
保育所の保育料	○		②(③)
児童入所施設等の入所者の自己負担	○	○	②(③)
助産の実施における自己負担	○	○	②(③)
小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付における自己負担	○	○	②(③)
小児慢性特定疾患に係る医療費の自己負担	○		②(③)
未熟児への養育医療の自己負担	○	○	②(③)
結核児童の療養費の自己負担	○	○	②(③)
障害者自立支援制度における障害福祉サービス利用の自己負担		○	②(③)
障害者自立支援制度における障害者自立支援医療の自己負担		○	②(③)
障害者自立支援制度における補装具費の支給の自己負担		○	②(③)
障害福祉サービス等の措置入所・利用における自己負担	○	○	②(③)
精神障害者の措置入院費の自己負担	○		②(③)
肝炎治療特別促進事業における自己負担		○	②(③)

関連制度	所得税	住民税	現時点における対応の方向性
特定疾患治療研究事業における自己負担	○		②(③)
難病患者等居宅生活支援事業における自己負担	○		②(③)
ハンセン病療養所の非入所者に対する給与金の支給基準		○	②(③)
原爆被爆者に対する家庭奉仕員派遣の利用要件	○		②(③)
原爆被爆者が訪問介護を利用した場合の助成の利用要件	○		②(③)
感染症の患者に対する措置入院の自己負担	○		②(③)
養護老人ホームへの入所要件		○	②(③)
養護老人ホームの扶養義務者負担	○	○	②(③)
軽費老人ホーム(A型・経過措置のみ)の自己負担	○	○	②(③)
職業転換給付金の支給基準	○		②(③)
中高年齢失業者等求職手帳の支給基準	○		②(③)

<税法上の特定扶養親族等を有する者を優遇している制度>

関連制度	所得税	住民税	現時点における対応の方向性
公営住宅等制度(入居収入基準の算出)	○		②
公営住宅等制度(家賃の額の算出)	○		②
公営住宅等制度(家賃に係る補助額の算出)	○		②
児童扶養手当の支給基準	○		②(③)
母子家庭自立支援給付金の支給基準	○		②(③)
特別児童扶養手当等の支給基準	○		②(③)
国民年金保険料等の申請免除基準	○		②(③)
20歳前障害に基づく障害基礎年金等の支給基準	○		②(③)

※関連制度は各府省への照会等(平成22年1月)に基づき総務省でとりまとめた後、平成22年4月から開始の高等学校等就学支援金を加えたもの。
 ※国民の負担に直接影響があるもの。さらに、住民税額等を活用している地方団体独自の制度もある。